

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく母子健康包括支援センター並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）に基づく子ども家庭総合支援拠点の機能を有し、効果的で切れ目のない一体的な支援を実施することを目的として、大槌町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 こども家庭センターは、大槌町役場健康福祉課内に置く。

(対象者)

第3条 こども家庭センターの対象者は、町内に在住するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦とする。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条及び同条の2の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法第22条の規定に基づく業務

(職員)

第5条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター長補佐
- (3) 統括支援員
- (4) その他必要な職員

2 前項に規定するセンター長は、統括支援員を兼務することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(大槌町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)

2 大槌町子育て世代包括支援センター事業実施要綱(令和2年告示第141号)は、廃止する。